

周知主体の整理について

- 子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受けた全ての設置者・事業者に対し、情報が行き届くことが重要であるため、業務管理体制の整備については次の整理のとおり、その施設・事業を営む設置者・事業者（個人を含む私立の設置者・事業者に限る。）に対し、周知いただきますようお願いいたします。

施設類型		周知主体
認定こども園	幼保連携型	認可した（する） 都道府県、指定都市又は中核市 ※認定こども園法一部改正法附則第3条第1項の規定により認可があったものとみなされたものを含みます。
	幼稚園型	認定をした（する） 都道府県
	保育所型	保育所として周知 （保育所を認可した（する）都道府県、指定都市又は中核市）
	地方裁量型	認定した（する）都道府県
保育所		認可をした（する） 都道府県、指定都市又は中核市
幼稚園		確認をした（する）市町村 ※子ども・子育て支援法附則第7条の規定により確認があったものとみなされた幼稚園を含みます。 ※周知先は、みなしを含む確認を受ける幼稚園に限ります。
地域型保育事業		認可をした（する）市町村

- ただし、この整理によらず、他の都道府県又は市町村との連携の上、確実に設置者・事業者へ周知が行き届くこととされる場合、柔軟な対応をしていただいで差し支えありません。